令和８年度茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金交付要綱

令和８年７月６日

要綱第４５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー価格及び物価高騰対策として、省エネルギー性能に優れた家電への買換えを促進し、町民生活の支援及び本町の二酸化炭素排出量の削減を推進するため、予算の範囲内において令和８年度茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、茨城町補助金等交付規則（平成５年茨城町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　省エネエアコン　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項に規定する日本産業規格のC9901（以下「C9901」という。）に基づく省エネルギーラベル（以下「省エネルギーラベル」という。）の目標年度が2027年度であるエアコンのうち、C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が100パーセント以上のものをいう。

（２）　省エネ冷蔵庫　省エネルギーラベルの目標年度が2021年度である冷蔵庫のうち、省エネルギー基準達成率が100パーセント以上のものをいう。

（３）　省エネ家電　省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫をいう。

（４）　古い機器　自ら居住する住宅に現に設置されているエアコン又は冷蔵庫をいう。

（５）　買換え　古い機器のうち、一の種別の機器１台と引換えに同種の機器１台を設置するために機器を購入することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　省エネ家電を購入した日及び第６条の規定により行う補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により、本町の住民基本台帳に記録されていること。

（２）　申請日において、補助対象者本人及びその者と同一の世帯に属する者が、町税及び町の国民健康保険税を滞納していないこと。

（３）　茨城町暴力団排除条例（平成 24 年茨城町条例第１号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者であること。

（４）　補助対象者本人及びその者と同一の世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付の決定を受けていないこと。

（５）　省エネ家電へ買い換える古い機器を特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)に基づき適正に処理していること。

（６）　省エネ家電の転売等を目的とした購入でないこと。

(補助対象家電)

第４条　補助金の対象となる省エネ家電(以下「補助対象家電」という。)は、省エネ家電であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　令和８年８月１日から令和９年１月 29 日までに購入したものであること。

（２）　茨城県内に所在する店舗又は事業所（インターネット販売及び通信販売を除く。以下「販売店等」という。）において購入したものであること。

（３）　購入する省エネ家電が新品であること。

（４）　買換えであること。

（５）　自らが居住する町内の住宅に設置するものであること。

（６）　申請日において省エネ家電の設置が完了していること。

（７）　購入する省エネ家電について、国、他の地方公共団体又は本町が行う他の補助制度による補助金の申請をしていないこと。

２　補助対象家電の台数は、１世帯につき１台までとする。

(補助金の額)

第５条　補助金の額は、補助対象家電の購入に要する費用から次に掲げる費用を控除した額に３分の１を乗じて得た額とし、５万円を限度とする。

（１）　付属品、配送及び設置に関する費用

（２）　古い機器の処分に係る費用

（３）　割引券、クーポン券及び販売店等のポイントで支払った費用

（４）　消費税及び地方消費税

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、補助金の額が予算の残額を超える場合における補助金の額は、当該残額を上限とする。この場合において1,000円未満の端数の切り捨ては、行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和８年度茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第１号。以下「申請書」という。)に、次に掲げるものを添えて、令和８年８月１日から令和９年１月29日までに町長に提出しなければならない。

（１）　補助対象家電を購入したことが分かるレシート又は領収書の写し(購入日、販売店等の名称及び所在地、補助対象家電の機器名等（製造者、商品名、型番等をいう。）並びに支出の内訳の記載があるものに限る。）

（２）　補助対象家電の製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し

（３）　古い機器が設置されていたことが分かる写真及び補助対象家電を設置したことが分かる写真

（４）　特定家庭用機器再商品化法第43条第１項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券の排出者控）の写し

（５）　補助対象家電の省エネルギー基準達成率が確認できる資料

（６）　前５号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

２　申請書によりされた補助金の交付の申請の受付の順位は、申請の順序による。ただし、補助金の交付の申請の額が予算の範囲を超えたときは、当該申請を受け付けた日の申請者の中から抽選により申請の順序を決定するものとする。

(補助金の交付決定等)

第７条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の可否を決定し、令和８年度茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第８条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、令和８年度茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第３号）により補助決定者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限）

第９条　補助決定者は、補助対象家電について当該交付の決定の日から起算して６年間、返品し、譲渡し、交換し、貸与し、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、正常使用における故障、天災による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助対象家電を処分する場合にあっては、この限りでない。

(報告等）

第 10 条　町長は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助対象者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日にその効力を失う。

（失効後の経過措置）

３　この要綱の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第８条及び第９条の規定については、同日後もなおその効力を有する。